

岩見沢市イベントホール条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、使用料の改定など所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

以下のとおり、使用料等の改定を行う。

室名及び区分		単位	現行	改定額（市民）	増加率
イベントホール	使用料	1 h	12,100円	15,100円	125%
	冬期加算料	1 h	4,950円	6,800円	137%
体育室	使用料	1 h	430円	820円	191%
	冬期加算料	1 h	210円	250円	119%
会議室第1	使用料	1 h	270円	360円	133%
	冬期加算料	1 h	60円	80円	133%
会議室第2	使用料	1 h	550円	700円	127%
	冬期加算料	1 h	110円	150円	136%
会議室第3	使用料	1 h	570円	740円	130%
	冬期加算料	1 h	110円	150円	136%
和室第1	使用料	1 h	290円	390円	134%
	冬期加算料	1 h	60円	80円	133%
和室第2	使用料	1 h	290円	390円	134%
	冬期加算料	1 h	60円	80円	133%
講習室	使用料	1 h	680円	870円	128%
	冬期加算料	1 h	130円	180円	138%
多目的室	使用料	1 h	1,150円	1,600円	139%
	冬期加算料	1 h	240円	330円	138%
個人使用 イベントホール・体育室	小中学生	3 h	150円	個人使用の 実態がないため 廃止	
	高校生	3 h	200円		
	一般	3 h	300円		
	冬期加算料	3 h	50円		

※市民以外の使用料 イベントホール 18,900円

体育室 1,030円

それ以外の貸室 市民と同額

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第60号

岩見沢市イベントホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市イベントホール条例の一部を改正する条例

岩見沢市イベントホール条例（平成14年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第15条関係）

室名	単位	使用料		冬期加算料
		市民	市民以外	
イベントホール	1時間	15,100円	18,900円	6,800円
体育室	1時間	820円	1,030円	250円
会議室第1	1時間		360円	80円
会議室第2	1時間		700円	150円
会議室第3	1時間		740円	150円
和室第1	1時間		390円	80円
和室第2	1時間		390円	80円
講習室	1時間		870円	180円
多目的室	1時間		1,600円	330円

備考

- 11月1日から翌年4月末日までの期間の使用料は、室の使用料に冬期加算料の欄の金額を加算した額とする。
- 2 営利又は営業目的使用の場合は、使用料（イベントホール及び体育室

は、市民以外の使用料) の金額の 10 割増しとする。

3 使用者が、許可された使用時間を超えて引き続き使用する場合は、運営に支障がないと認める場合に限り、使用時間の延長をすることができる。この場合の使用料は、延長時間の 1 時間当たり（1 時間未満は、1 時間とする。）の使用料を加算する。

4 使用時間には、練習、準備、整理等に要する時間を含める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市イベントホール条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。